

独立行政法人製品評価技術基盤機構の
平成13年度の業務運営に関する計画
(年度計画)

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度における業務運営に関する計画は、以下のとおりとする。

・業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1．共同研究等外部機関との協力・連携の推進

- (1) バイオテクノロジー分野において、試験研究機関、大学及び民間企業との共同研究によって生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化を図ることにより、効率的な業務運営を行う。
- (2) 化学物質総合管理情報の整備関係業務において、財団法人化学物質評価研究機構等関係機関との協力・連携により効率的な化学物質ハザードデータ等の収集を行う。
- (3) 事業者認定関係業務において、独立行政法人産業技術総合研究所、日本電気計器検定所、財団法人日本品質保証機構等関連機関の専門家を外部審査員として機動的に活用する。
- (4) 標準物質関係業務において、独立行政法人産業技術総合研究所、財団法人化学物質評価研究機構との役割分担の下に相互に連携して効率的な業務運営を行う。
- (5) 製品安全関係業務において、財団法人製品安全協会、地方自治体の消費生活センター等との協力・連携により迅速かつ効率的な事故情報の収集を行う。
- (6) 標準化関係業務等において、独立行政法人産業技術総合研究所と適切な役割分担の下に共同研究を行うとともに、同研究所の共同研究施設の活用等により、効率的な業務運営を行う。
- (7) 情報技術（IT）セキュリティ関係業務において、IT製品のセキュリティ評価・認証のための調査について情報処理振興事業協会等関係機関を積極的に活用する。

2．情報化の推進

- (1) 間接事務の軽減化を図るため、人事事務システムについて昇任、昇格等の人事管理計画に係る機能追加を行うとともに、給与計算事務システムについて支払い事務管理の効率化のための機能追加を行う。また、文書管理システムについて情報公開法へ対応するためのシステムの追加を行う。
- (2) 建設中である生物資源保存供給施設（千葉県木更津市：平成14年3月竣工予定）と本所を専用回線で結んだLANシステムを構築する。
- (3) 試験・計測データの集計、解析の効率化を図るため、新たに福祉用具評価関係業務、人間特性計測関係業務及び製品安全関係業務のうち必要な試験室と執務室のLANシステムを構築する。

3．自動化設備等の導入

平成12年度末に導入したゲノム解析に係るサンプル自動供給装置の効率的運用方法並びに試薬等の使用及び調達方法に関して検討を行い、より効率的な実施を図る。

4．意思決定手続きの簡素化

各業務部門の長への権限委譲による責任の明確化と意思決定の簡素化による迅速な処理体制を確立し、適宜見直しを行う。

5．機動的内部組織の構築と人員配置の適正化

業務遂行に最適な内部組織を構築するとともに、業務量に応じた人員配置を図る。

．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

A. バイオテクノロジー分野

1. 生物遺伝資源に係る情報等の提供業務

- (1) 平成14年から生物資源保存供給施設における保存提供業務の開始に向け、民間機関への委託等により微生物960株の収集、保存を行うほか、ゲノム解析を行った微生物からDNAクローン等を作成、保存する。
また、微生物等の遺伝資源の寄託について平成14年度からの受付に向けて研究機関、大学等関係機関に積極的な働きかけを行う。
- (2) (1)の生物遺伝資源に関する基礎的情報を収集・整理するとともに、国内外の関係機関との恒常的な関係を構築する等により、生物遺伝資源に関する情報等の収集や交換等を行う。
- (3) 生物遺伝資源及び情報を提供するための生物遺伝資源管理システム（仮称）開発に着手するとともに、生物遺伝資源の提供等に係るウェブページをホームページに追加する。
- (4) 当該業務に必要な不可欠な生物遺伝資源保存供給施設について国が建設を行うために必要な支援を行う。

2. 生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化業務

- (1) 生物遺伝資源に関する情報の高付加価値化を図るため、コリネ菌 (*Corynebacterium thermoaminogenes*)、放線菌 (*Streptomyces avermitilis*)、黄色ブドウ球菌 (*Staphylococcus aureus*) 及び表皮ブドウ球菌 (*Staphylococcus haemolyticus*) について、共同研究等の形態により引き続き塩基配列の決定、遺伝子領域の推定等のゲノム解析を実施する。
また、産官学の研究者のニーズを踏まえ、人の健康維持、産業プロセスの環境調和、環境の維持・改善に資する微生物等を中心に新たなゲノム解析を開始し、平成13年度中に合計17Mbpのゲノム解析を行う。
上記のほか、解析能力等を勘案しつつ、ヒトゲノムプロジェクト等の共同研究、委託等に応じて、当該業務を適切に実施する。
- (2) ゲノム解析により取得した遺伝子に関する情報をデータベース化し、インターネットの活用や雑誌、学会等への発表などにより情報を提供する。

3. 遺伝子解析ツールの開発業務

遺伝子解析を容易に行うことができるようにするため、既存の公開されているアミノ酸配列情報を用い、その分子量や等電点等の統計データとその機能の関係に着目し、現在行われている相同性検索等と異なる手法による遺伝子の機能推定システムの開発を行う。

B . 化学物質管理分野

1 . 化学物質総合管理情報の整備提供関係業務

(1) 検索・ファイル出力機能強化等のため電算処理システムの改良を行うとともに、アクセス件数の増大による障害の解消及びより安定した情報の提供等を行うため電子計算機の更新を行う。

財団法人化学物質評価研究機構等の関係機関の協力を得て収集又は試験により補完した、化学物質の毒性試験データ、分解度試験データ、蓄積性試験データ等の各種ハザードデータの収集、評価、整理を行い、新たに約350件のデータを入力するとともに、現在入力済みのデータについても最新情報に随時更新を行い、インターネット等により広く提供を行う。

(2) 化学物質のハザードデータ、暴露評価データ、リスク評価データ等の基盤情報と暴露評価手法、リスク評価手法等各種評価手法に係る情報を統合したシステムの概念設計等を行うとともに、化学物質の暴露評価を行うための物理化学性状データ等各種情報について収集等を行う。

また、リスク管理の必要性の高い化学物質の分解性等のハザードデータを構造活性相関手法により予測するソフトウェアについて、試験データを用いて検証を行う。

(3) OECDの既存化学物質会合等（HPV^注活動会合、情報化会合等）に出席し、化学物質ハザードデータベースのデータ電子様式、報告書記載様式等の国際的整合性を図るための情報収集等を行う。

また、国内におけるHPV活動の進捗管理等に協力する。

注：HPVとは、高生産量化学物質をいう。OECDでは、1ヶ国での年間製造量が1千トンを超える約4000物質をリストアップし、加盟国間で分担して点検・初期評価を実施している。

(4) 整備した化学物質ハザードデータベースの周知、より一層の活用を推進するため、パンフレットを作成するほか、化学物質管理に関する説明会、講演会等において紹介する等普及広報活動を積極的に実施する。

2 . 化学物質審査規制法関連業務

(1) 化学物質審査規制法により届出された新規化学物質のデータベースを維持・管理するとともに、必要に応じてシステムの改良、データの追加等の環境整備を行う。また、届出のあった新規化学物質等の審査に必要な各種調査を行い、関連資料等の作成、整理、提供を行う。さらに、指定化学物質のうち環境中に排出される可能性の大きいものについて数理モデルプログラムによる環境濃度予測を実施する。

既存化学物質名簿の国際的整合性を図るため、国際ルールに従った名称（和名、英名）及び米国化学会が附与している番号を附与し、順次公表する。

製造産業局長が実施するGLP適合試験施設に関する基準適合確認について職員の現地査察への参加等の支援を行うとともに、化学物質審査規制法の適正な運用担保の

ため対象製品の試買検査を実施する。

- (2) 国における化学物質の審査・規制に係る国内体制等を支援するために必要な国内外の情報の収集、整理等を行うため、OECD新規化学物質関係会合等に参加し、新規化学物質の届出様式等の国際整合性を図るための情報収集等を行う。

3．化学物質管理促進法関連業務

- (1) 化学物質管理促進法における電子計算機システムの運用、維持・管理を行うとともに、ファイル記録システムの改良、集計システム及び公表用システムの開発、電子届出システムの改良等を行う。

また、都道府県及び事業所管省庁の持つシステムとの接続環境を整備し、本格運用に向け電子情報処理組織を使用した全体システムのテストランを実施し処理の流れについて検証等を行う。

さらに、平成12年度に引き続き取扱量実態調査の支援等を実施するとともに、平成14年度からの裾切り推計実施に備え試験的に推計値の算出を実施する。

- (2) 排出量算出マニュアル等について事業者等からの照会に対応するほか、事業者の自主管理に必要な化学物質管理促進法関連情報をインターネットにより提供する等、化学物質管理促進法に係る普及啓発を行う。

さらに、事業者がPRT R（環境汚染物質排出移動量登録）制度における排出量・移動量の把握・届出を円滑に行うことができるようインターネットブラウザを介した簡易排出量等算出システムの開発等を行う。

- (3) 国における化学物質管理に係る国内制度の企画立案を支援するために必要な国内外の情報の収集、整理等を行うため、OECDにおけるPRT R排出量算出技術タスクフォースに参加し、排出量算出方法等の国際整合性を図るための情報収集等を行う。

4．化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務

- (1) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化学兵器禁止法」という。）第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務（オンサイト分析を含む）については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って適確に実施する。

- (2) 化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査等については、同条第5項に基づく経済産業大臣の指示に従って適確に実施してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

- (3) 上記の立会い業務及び立入検査等業務を適確に実施するため、特に以下の措置を講ずる。

化学兵器禁止法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質の分析能力の向上を行うため、化学兵器関連物質の分析経験のある国内の分析機関と合同で分析実験を行うとともに、立会対象事業者等の現場における模擬分析を実施する。

国際機関による検査等の対象事業所のうち、約20事業所に対し実態調査を行う。

OPCWにおける分析方法等に関する会合に参画し、査察において円滑な分析が行

われるよう合意形成を図る。

国際機関の分析手法との整合性を確保するため、O P C Wの緊急野外分析施設訓練に参加する。

C. 適合性評価分野

1. 工業標準化法に基づく試験事業者認定関係業務 (JNL A)

- (1) 試験事業者の認定を迅速かつ効率的に実施するため、評定委員会を適時開催するとともに、試験事業者の認定申請を一層容易にするため、共通分野に係る不確かさガイダンス文書を作成し、公表する。

また、認定制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定処理の効率化を図る。

- (2) 審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、教育訓練等を J C S S と共同で年 2 回実施する。

- (3) 工業標準化法の遵守状況を確認するため同法に基づく立入検査を実施するとともに、A P L A C (アジア太平洋試験所認定協力機構) 及び I L A C (国際試験所認定協力機構) の相互承認 (M R A) の条件を維持するため、約 20 の認定試験事業者に対して、改正された最新の認定基準である J I S Q 17025 を用いて再評価する。

また、立入検査等現地において技能試験が可能なものを除き、全ての分野の技能試験を実施する。

さらに、韓国産業資源部からの協力要請に基づき、同国認定機関 (K O L A S) との技能試験技術協力に係る協議を実施する。

- (4) 機構が主体となって I L A C 総会を京都で開催 (10 月 ~ 11 月) する。

I L A C については、総会に参加するとともに、認定政策委員会、M R A 評議会、技術問題事項委員会の各委員会に委員として参加する。

A P L A C については、総会に参加するとともに、理事会、M R A 評議会、技術委員会等の委員会に委員として参加する。

さらに、A P L A C 及び I L A C の M R A 評価が実施される場合には、職員を M R A 評価員として 1 名以上派遣する。

- (5) 我が国の認定機関間の連絡会を開催し、内外の認定機関情報の共有、評価技術の向上、国際貢献のための相互支援を図る。

2. 計量法に基づく校正事業者認定関係業務 (J C S S)

- (1) 校正事業者の認定を迅速に実施するため、評定委員会を適時開催するとともに、校正事業者の認定申請を一層容易にするため、新たに長さ、力及び電気等に係る測定機器毎の不確かさガイダンス文書を作成し、公表する。

また、認定制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定処理の効率化を図る。

- (2) 審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、訓練等を J N L A と共同で年 2 回実施する。(再掲)

- (3) 計量法の遵守状況を確認するため同法に基づく立入検査を実施するとともに、A P L A C (アジア太平洋試験所認定協力機構) 及び I L A C (国際試験所認定協力機

構)の相互承認(MRA)の条件を維持するため、約20の認定校正事業者に対して、改正された最新の認定基準であるJIS Q 17025を用いて再評価する。

また、必要に応じて持ち回り比較等による技能試験を実施する。

さらに、韓国産業資源部からの協力要請に基づき、同国産業資源部技術標準院との技能試験技術協力に係る協議を実施する。

(4) 機構が主体となってILAC総会を京都で開催(10月~11月)する。(再掲)
ILACについては、総会に参加するとともに、MRA評議会、技術問題事項委員会の各委員会に委員として参加する。

APLACについては、総会に参加するとともに、MRA評議会、技術委員会の各委員会に委員として参加する。

さらに、APLAC及びILACのMRA評価が実施される場合には、MRA評価員を1名以上派遣する。

(5) 我が国の認定機関間の連絡会を開催し、内外の認定機関情報の共有、評価技術の向上、国際貢献のための相互支援を図る。(再掲)

3. ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定関係業務^注

(1) 特定計量証明事業を行う者(特定計量証明事業者)の認定を国際的な認定手法を準用して円滑に開始するため、JCSS及びJNLAの認定手法を参考にするとともに、共通的なシステムを導入できる部分は同じ試験所認定制度であるJNLAのシステムとの共通化を図る。

(2) 証明事業者の認定申請を容易にするため、申請の手引書を作成し、公表する。

また、認定申請の手續等を広く周知し申請者の利便性の向上を図るとともに、認定処理の効率化を図るため、全国的な制度実施に係る説明会を開催する。

(3) 品質システムの審査は、国際指針に基づいて登録されているJNLA、JCSSの審査資格を有する職員を活用する。

(4) 計量法に基づく特定計量証明事業者に対する立入検査について経済産業大臣の指示があった場合には、当該指示に従って検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告するとともに、特定計量証明事業者に対して分析技術に係る技能試験を実施するための制度設計を行う。

注 第151回通常国会に提出中の「計量法の一部を改正する法律案」が成立し、施行後、本業務を実施するものとする。

4. 標準物質関係業務

(1) 既に機構が保有している標準物質を調製するための基準物質49物質(無機31物質、有機18物質)のほか新たに告示されるものについて適切に保管するとともに、有機基準物質について長期保存安定性の確認周期を年1回に定め、測定を行う。

(2) 保存安定性の確認において基準物質に経時変化が認められた場合には、その都度基準物質を創製し値付けを行う。

(3) 計量法第135条第2項に基づく経済産業大臣の公示により、機構が校正機関とされた場合には、依頼に応じて当該標準物質の値付けを行う。

(4) 標準物質総合情報システムの適切な運用管理を行うとともに、関係機関に3回以上の調査を行って迅速な情報の更新及び公開を行う。

また、新たな情報の登録は、外部有識者を含む委員会の意見を踏まえて行う。

(5) COMAR^注の運営の国内事務局として、登録基準に適合した国内標準物質を中央事務局に申請するとともに、国際標準物質情報を広く提供する。

また、5月にNISTを会場として開催されるCOMAR運営会議に運営委員として参画し、国内の意見を運営に反映させる。

注：COMARとは、標準物質を登録した「国際的なデータベース」をいう。

5．製品安全4法^注等法律で規定された適合性評価機関の認定関係業務

(1) 製品安全4法に基づく検査機関認定（承認）等のための調査は、適合性検査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するかを調査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

(2) 製品安全4法に基づく認定（承認）検査機関等に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示があった場合には、当該指示に従って認定（承認）検査機関等の業務の状況等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

注：消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法を言う。（以下同じ。）

6．工業標準化法（JNL Aを除く。）家庭用品品質表示法及び計量法（JCSSを除く。）に基づく立入検査関係業務

(1) 工業標準化法に基づく認定製造（加工）業者、指定（承認）認定機関及び指定（承認）検査機関に対する立入検査は、同法第69条の4第3項に基づく経済産業大臣の指示に従って製造業者等の品質管理、技術的生産条件等及び認定機関等の業務の状況等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

(2) 家庭用品品質表示法に基づく立入検査は、同法第19条第4項に基づく経済産業大臣の指示に従って同法の遵守状況を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

(3) 計量法に基づく届出製造事業者等に対する立入検査は、同法第168条の6第2項に基づく経済産業大臣からの指示に従って工場等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

7．国際提携関係業務

オーストラリア政府との口上書に基づく同国向け自動車及びその部品製造事業者に対する生産適合検査（COP）及びその試験施設検査（TFI）は、オーストラリア自動車設計規則（ADR）に照らして計画的に実施してその結果をオーストラリア政府に報告する。

D.人間生活福祉分野

1.人間特性計測関係業務

(1) 基本動態計測手法については、委員会形式により外部有識者の意見を踏まえて、上肢、下肢に関わる動作等からニーズの多い特性として2テーマ（候補：「三次元動作空間における手の操作力計測手法」及び「回旋運動に係る関節可動域硬さ特性計測手法」）を選定し、開発に着手する。うち、1テーマについては平成13年度中に開発を終了する。

計測手法の開発にあたっては、計測手法ごとに各世代の生活者の検証データを取り、適用範囲の広い計測手法を確立する。

(2) 平成12年度に開発した基本動態特性に係る簡易計測手法を用い、高齢者等の基本動態特性データ18項目及び基本身体寸法14項目についてデータを収集する。データの収集に際しては、全国6カ所の都市で各世代の生活者を対象とするなど、年齢と地域性を考慮する。

また、高齢者に配慮すべき特性情報をインターネット等により広く公開する。

2.福祉用具評価関係業務

(1) 既に福祉用具等の評価手法の開発に着手しているテーマのうち以下の6テーマについては、本年度中に評価手法を開発する。

- ・床ずれ予防用品の工学的安全性評価
- ・シャワーチェア工学的安全性評価
- ・シャワーチェアの使いやすさ評価
- ・紙おむつの評価方法の開発
- ・エルボークラッチの評価方法の開発
- ・開栓力・開封力の評価指標の開発

(2) また、以下の2テーマについては、評価手法の開発を継続する。

- ・床ずれ予防用品の体圧分散性能評価
- ・視覚障害者誘導システム安全性評価

(3) さらに、以下の4テーマについて外部有識者で構成する福祉用具・共用品評価検討委員会の意見を踏まえて評価方法の開発に着手する。

- ・昇降いすの工学的安全性評価
- ・昇降いすの立ち上がり易さの評価
- ・段差解消用スロープの工学的安全性評価
- ・報知光の視認性評価

3.製品安全関係業務

(1) 事故情報については、財団法人製品安全協会、地方自治体の消費生活センター等関係機関との協力・連携により、約1,000件の情報を迅速かつ積極的に収集する。

(2) 収集した製品事故情報のうち、事故の再発・未然防止のため必要な案件について、

事故原因究明テストを実施する。

また、事故情報の動向を調査し、早急に原因究明手法等が必要な事例を選定し、原因究明手法の開発等を行うことによって原因究明の精度向上を図る。

- (3) 収集した事故情報に対して、外部有識者、専門技術者の意見を踏まえた事故発生原因の技術解析を行うため、事故原因技術解析ワーキンググループ及び事故動向等解析専門委員会を年4回開催する。
- (4) 技術解析を行った事故情報は、インターネットを通じて公表するほか、年度報告書を作成し関係者に提供する。
- (5) 市場モニタリングテストは、消費者等からの苦情相談の傾向から安全性又は品質性能に問題があると認められる製品を試買してテストを行うほか、行政ニーズを踏まえ消費者保護関連法令の遵守状況を把握するためのモニタリングテストを適切かつ迅速に実施する。

また、テスト結果は、必要に応じ関係者に提供する。

- (6) 製品安全4法に基づく製造事業者等への立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造工程、品質管理状況等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- (7) 天災その他の事由により認定（承認）検査機関が製品安全4法に定める適合性検査を実施できなくなった場合において、経済産業大臣の指示に基づき機構が当該検査を適確に実施できるよう既存技術を維持する。

4．鉱山保安法に基づく検定関係業務

鉱山で使用する機械、器具等坑内用品に係る検定を鉱山坑内用品検定規則に従い、迅速かつ効率的に実施する。

E . その他の業務

1 . 標準化関係業務

- (1)既に標準化のための調査研究を実施している以下のテーマについて、独立行政法人産業技術総合研究所との共同研究又は協力連携により調査研究を継続し、JIS案又はTR案を作成する。
 - ・視力と最適文字サイズの評価方法
 - ・温熱感覚計測方法
 - ・室内環境中の微量有害化学物質の測定方法
- (2)また、独立行政法人産業技術総合研究所との共同研究又は協力連携により金属系材料の腐食・疲労試験法の標準化等について、調査研究に着手する。
- (3)国際標準化機構（ISO）等の各種委員会に参加し、国際標準化活動を推進する。

2 . 情報技術（IT）セキュリティ関係業務

- (1)JNLA及びJCSSの運営経験を活用して国際基準・指針に整合したITセキュリティ評価プログラムを構築して、運営する。
- (2)認定プログラムの管理運営に係る国際統合化を図るため、海外のITセキュリティ評価機関認定制度を調査する。
- (3)IT製品のセキュリティ評価・認証に際しては、必要に応じてITセキュリティに関する外部専門家を機動的に活用するとともに、認証のための評価について情報処理振興事業協会等関係機関を積極的に活用する。
- (4)コモンクライテリア承認アレンジメント（CCRA^注）に係る管理委員会及び関連会合に参加し、将来のCCRA加盟のための情報の収集及び調査を行う。

注：コモンクライテリア承認アレンジメント（CCRA）とは、1998年10月、米英仏独加によって合意された相互承認アレンジメントであり、ISO/IEC - 15408（情報セキュリティの評価基準）に基づいて評価されたIT製品のセキュリティ評価結果を認証し、貿易上の障害の排除を図るもの。

3 . 依頼試験評価業務

(1) 容量分析用標準物質の依頼検査

依頼に応じて日本工業規格（JIS K 8005）に規定する容量分析用標準物質の検査を実施する。また、検査に必要な基準物質については、精密電量滴定等による純度の再設定のための試験を行う。

注：JIS K 8005において容量分析用標準物質の検査は、機構が保有する基準物質を用いて行うこととされている。

(2) 登山用ロープの依頼試験

依頼に応じて消費生活用製品安全法に規定する適合性検査に係る登山用ロープの試験を実施する。

注：登山用ロープは、消費生活用製品安全法の特定製品として販売するに際し事業者による基準適合が義務づけ

られているが、民間において基準適合を確認するための試験設備がないため、機構が民間からの依頼試験として実施するもの。

(3) その他の依頼試験評価業務

上記(1)(2)のほか、機構の能力を活かし、民間での実施が困難な試験・評価を依頼に応じて適切に実施する。

F．その他業務運営に関する計画

1．独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業

標準化関係業務等に関して筑波技術センターにおいて独立行政法人産業技術総合研究所との共同研究・共同事業等を行う。

2．試験等の評価結果の信頼性確保

人間生活福祉分野における試験業務について、電気、機械、化学及び繊維の各技術分野ごとに試験方法を選定し、JIS Q 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）の適合を図るための作業に着手する。

3．人材育成の推進

職員の技術能力の向上のため、適合性評価分野等に係る内部教育訓練を積極的に実施するほか、管理職、中堅係員等を対象とした内部研修を行う。

また、職員の専門的技術の取得・向上のため、国際機関や外部専門機関の行う研修に積極的に参加するとともに、独立行政法人産業技術総合研究所、大学等の試験研究機関への職員派遣を行う。

4．情報セキュリティの確保

機構が保有する情報資産のセキュリティの確保を推進するため、情報システムの環境の整備及び運用・管理の充実、職員の教育訓練等必要な対策を講ずる。

． 予算、収支計画及び資金計画

1． 予算

平成13年度予算

(単位：千円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	7,520,453
施設費補助金	135,576
受託収入	837,942
うち国からの受託収入	537,942
うちその他からの受託収入	300,000
その他収入	15,000
計	8,508,971
支出	
業務経費	2,805,681
施設整備費	135,576
受託経費	837,942
一般管理費	4,729,772
計	8,508,971

2 . 収支計画

平成 1 3 年度収支計画

(単位 : 千円)

区 別	金 額
費用の部	9 , 1 9 1 , 9 3 6
經常費用	9 , 1 9 1 , 9 3 6
業務経費	2 , 4 0 9 , 6 8 1
受託経費	8 3 7 , 9 4 2
一般管理費	4 , 7 2 9 , 7 7 2
減価償却費	1 , 2 1 4 , 5 4 1
財務費用 (利息)	0
臨時損失	0
収益の部	9 , 1 9 1 , 9 3 6
運営費交付金収益	7 , 1 2 4 , 4 5 3
受託収入	8 3 7 , 9 4 2
手数料収入	1 5 , 0 0 0
資産見返負債戻入	1 , 2 1 4 , 5 4 1
寄附金収益	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

3. 資金計画

平成13年度資金計画

(単位：千円)

区 別	金 額
資金支出	8,508,971
業務活動による支出	7,977,395
投資活動による支出	531,576
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	0
資金収入	8,508,971
業務活動による収入	8,373,395
運営費交付金による収入	7,520,453
受託収入	837,942
その他の収入	15,000
投資活動による収入	135,576
施設費による収入	135,576
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	0